意見第 10 号

子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2016年12月8日

提出者 久喜市議会議員

川辺美信

渡辺昌代

賛成者 久喜市議会議員

石 田 利 春

平 間 益 美

久喜市議会議長 柿 沼 繁 男 様

子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書

少子化や子どもの貧困化が深刻化するなかで、若い世代が経済的な心配をせずに子どもを産み育てられる環境づくりが求められています。なかでも子どもの医療費用は、子育て世代にとって負担が大きく、その軽減は急務です。親の経済状況に左右されること なく未来を担うすべての子どもたちが必要な医療を受けられることが重要です。

医療保険制度における子どもの自己負担額は0歳から就学前までが2割、就学時から3割ですが、現在、すべての都道府県が域内の市町村に補助を行い、多くの市町村がそれに上乗せして子どもの医療費を助成しています。しかし、厳しい財政状況のもと、地方単独事業であることから、助成の対象年齢や自己負担額などについて、大きな自治体間格差が生じています。

また、いまだに医療費助成を償還払いとしている自治体が少なくありません。償還払いは患者がいったん窓口で費用を負担しなければならず、受診抑制が起こりやすいという問題があります。にもかかわらず、自治体が窓口負担のない現物給付に踏み切れないのは、窓口負担をなくすと医療費がかさむ等を理由に、国が国民健康保険国庫負担金の減額措置を行っているからです。

国は、地方の少子化問題に取り組むとして、各自治体に地方版の「人口ビジョン」や「総合戦略」の策定を求めていながら、自治体にこのようなペナルティーを科すことは 矛盾しています。

よって、国におかれては、子ども・子育て支援および子どもの貧困化防止の観点から、下記の事項について早急に対応されるよう強く要望いたします。

- 1 すべての子どもの医療費窓口負担のない現物給付方式とし、中学校卒業まで全額助成すること。
- 2 現物給付方式を理由にした国民健康保険国庫負担金の減額措置を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

久 喜 市 議 会

衆議院議院議院理財財房大財表大大財基労財基労財基労財基労財基労財財

あて